

(仮称) 多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業の届出概要について
(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 多賀城駅北開発株式会社
- 2 届出年月日 平成27年7月13日
- 3 店舗の名称 (仮称) 多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業
- 4 店舗設置者 多賀城駅北開発株式会社
- 5 店舗所在地 多賀城市中央二丁目地内 (多賀城駅周辺土地区画整理事業第15街区)
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
カルチュア・コンビニエンス・クラブ 株式会社	1,777 m ²	住・生活関連品, 書籍, 雑誌
株式会社ソウ・ツー・プラス	160 m ²	弁当・総菜, 食品, 雑貨, 雑誌

- 7 大規模小売店舗を新設する日 平成28年3月14日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 46 台 (指針による必要台数: 44台)
 - (2) 駐輪場の収容台数 55 台 (指針による参考台数: 55台)
 - (3) 荷さばき施設の面積 64.00 m²
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 20.52 m³ (指針による必要容量: 9.06 m³)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻 **【カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社】**
午前9時から午前0時
【株式会社ソウ・ツー・プラス】
24時間
 - (2) 駐車場の利用時間帯 24時間
 - (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
 - (4) 荷さばき実施時間帯 ①24時間 ②午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
 - ・公告年月日 平成27年7月22日
 - ・縦覧期間 公告の日から平成27年11月24日まで (公告の日から4か月間)

- ・地 元 説 明 会 平成27年 8月18日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 平成27年12月21日
- ・市町村等からの意見書提出期限 平成27年11月24日 (公告の日から4か月以内)
- ・県 の 意 見 の 通 知 期 限 平成28年 3月13日 (届出の日から8か月以内)